



第4章

生活環境

誰もが生涯にわたって安全・安心を実感し、快適な環境で暮らし続けるための施策を示します。

- 4-01 危機管理と地域の安全・安心
(防災・消防・防犯・交通安全)
- 4-02 環境保全
- 4-03 生活・環境衛生
- 4-04 廃棄物処理



基本施策 4-01

危機管理と地域の安全・安心 (防災・消防・防犯・交通安全)

関係する基本方向

基本方向③
基本方向④
基本方向⑤
基本方向⑥

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

危機管理と地域の安全・安心
(防災・消防・防犯・交通安全)

【基本施策4-01】

総合的な危機管理 【施策4-01-01】

消防・救急救助体制の充実 【施策4-01-02】

交通安全の確保 【施策4-01-03】

防犯力の充実 【施策4-01-04】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 大規模な自然災害や武力攻撃事態等から市民の生命や財産を守るため、地域防災計画及び国民保護計画を見直し、情報収集・伝達システムの充実を図っています。
- 本市には、歴史的町並みを形成する木造建築物を含め耐震基準を満たしていない建築物が数多く残されています。
- 災害の複雑多様化、大規模化、広範囲化により増え続ける消防ニーズへの対応が求められています。
- 事業所等で勤務する消防団員の増加により、昼間（勤務時間帯）における防災活動の機動力の低下が懸念されています。
- 高齢化等により、救急件数が増加傾向にあります。また、救急救助業務が多様化・高度化しています。
- 交通事故は減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高まっています。
- 放置自転車対策を実施していますが、その効果が現れていない区域があります。
- 防犯意識の普及及び高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪を未然に防ぐため、自主防犯活動の実施により啓発を推進しています。

課 題

- 災害による被害を最小限にとどめるには、平時からの防災に対する備えや、防災意識の高揚が重要であり、自主防災組織の結成や支援を進める必要があります。
- 市民や建物所有者の自主的な耐震化への取組に行政が支援することを基本としています。が、耐震化に向けた取組を推進していく必要があります。
- 安心できる生活のために、より迅速な消防・救急体制の実施が望まれます。
- 「消防力の整備指針[※]」等に基づき消防職員の体制整備と資質の向上に努めるとともに、消防施設等の計画的な整備、充実を図る必要があります。
- 消防団員の防災活動の機動力を高めるため、事業所等との協力体制の強化を図る必要があります。
- 救急医療の高度化が求められる中で、市民が安心して暮らせる医療体制等の構築のため、救急業務における消防機関と医療機関の連携等に向けた環境整備を図る必要があります。
- 高齢者に対する交通安全思想を普及していく必要があります。
- 新たな放置自転車対策の実施が必要になります。
- 防犯に対する考えには個人差があり、意識改革や防犯活動の持続性が必要です。

総合的な危機管理

施策の目標

東日本大震災の発生を受け、地震、風水害などの災害に強い都市基盤の整備、災害発生時の対策体制の整備・強化、市民の防災及び災害発生時対応等の意識や関心の高揚に努め、被害を最小限に抑制し迅速な復興を目指す総合的な危機管理体制の整備促進を図ります。

地震による人的被害の減少に向け、住宅・特定建築物^{*}の耐震性の強化を進め、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
住宅の耐震化率 【①】	%	75.1 (2007年度)	90.0
特定建築物の耐震化率 【①】	%	80.5 (2007年度)	90.0
自主防災組織結成率 【②】	%	97.9 (2010年度)	100.0

施策の展開方向

①災害に強い都市基盤の整備

- 既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修並びに既存特定建築物の耐震診断の普及を通じて市民意識の向上を図り、建築物の耐震化を促進します。
- 急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所の改修などを関係機関と共に推進します。

②防災意識の高揚

- 各種広報媒体を通じた広報・啓発活動や学校・地域・防災センター等の連携強化、防災講演会・防災訓練の開催などにより、防災に関する知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の結成率向上、子育て世代の加入促進など組織強化への支援、防災士の育成支援等、組織体制の充実・活性化に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 各地域における防災マップの作成や避難場所の周知、親子・家族で参加できる防災訓練等、学校・地域が一体となった自主防災活動への支援を行います。

③地域防災体制の充実

- 地域防災計画の充実を図るとともに、災害発生時の対応として、庁内災害対策組織を整備し、支援体制の強化を進めます。
- 同報系防災行政無線等の整備を図り、迅速かつ的確な情報収集及び情報伝達に努めます。
- 災害時、要援護者への適切な救援保護を図るため、地域の自主防災組織及び関係機関の要援護者状況把握の支援に努めます。
- 救援・復旧活動において、地域の自主防災組織、市民ボランティア、NPO団体、インフラ関連企業等との連携を強化し、即応性のある災害対策体制づくりを推進します。
- 食糧、毛布、簡易トイレなど備蓄物資の充実と適正な備蓄体制の整備を図るとともに、流通備蓄協定の促進や他都市との災害時応援協定などの連携強化を図ります。

④国民保護体制の整備

- 武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を守るため、奈良市国民保護計画に基づき、啓発・支援体制の充実を図ります。

施策 4-01-02

消防・救急救助体制の充実

施策の目標

複雑多様化する災害に適切に対応するため、災害に即応できる警防・救助体制、急速な高齢化などに対応できる救急体制その他テロ災害も含め、想定しうる災害に対応できる体制の整備をはじめ大規模災害発生時などにも対応可能な消防力の総合的な向上を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
年間出火率（人口1万人当たりの出火件数）【①】	件	3.5（2000年～2010年の平均値）	3.0
現場到着時間【①】	分・秒	7分42秒（2010年）	7分00秒
救命率※ ¹ 【②】	%	7.6（2006年～2010年の平均値）	10.5

施策の展開方向

①消防体制の充実

- 適正な職員数の確保により、指揮隊※²の設置等消防体制の整備を図ります。
- 老朽化した西消防署を建て替えます。
- 消防団が自主的に行う事業を推進し、消防団の活性化と地域防災力の強化を図ります。
- 消防団協力事業所表示制度等を導入し、消防団体制の充実を図ります。
- 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化に関する整備を実施します。
- 119番通報から現場到着までの時間を短縮します。
- 一般家庭防火訪問（住宅用火災警報器の普及促進と出火防止対策）の実施等防火対策の推進と、自力避難困難者収容施設※³への査察※⁴体制の強化を図ります。
- 各種災害に対する資器材及び装備の充実を図ります。
- 現場活動上の安全管理の確保及び円滑、効果的な消防活動遂行のための体制づくりを図ります。
- 消防広域化に対しては、奈良県消防広域化協議会の動向を踏まえながら検討を進めます。

②救急救助体制の充実

- ドクターカーの運用及び救急ワークステーション※⁵を設立します。
- 高度な救助技術に関する知識、技術を兼ね備えた隊員の育成を図ります。
- 東海・東南海・南海地震等の大規模災害発生時における緊急消防援助隊や国際緊急援助に即応できる体制維持を図ります。
- 計画的な救急救命士の養成を図ります。

用語解説

※¹ 救命率：救急隊が搬送した心臓か呼吸が止まった方のうち、心臓に原因があると考えられる症例で、心臓か呼吸が止まる状況を一般市民により目撃された症例の1か月後の生存率

※² 指揮隊：災害現場において、情報収集や消防隊の統制などの指揮活動を行う部隊

※³ 自力避難困難者収容施設：病院又は養護老人ホーム、グループホーム等の社会福祉施設

※⁴ 査察：施設等が消防法令の定める防火基準を守っているか調べること。

※⁵ 救急ワークステーション：医療機関と消防機関が連携し、救命率向上を目的としたドクターカーの運用と、医師等の協力を得ながら、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした教育等と様々な研修を行うための拠点施設

交通安全の確保

施策の目標

交通安全施設の整備、交通安全教育の推進、安全運転意識の向上など人命を大切にする交通安全対策の充実を図るとともに、駅前的美観や交通安全上の障害となる放置自転車対策に取り組み、道路利用者にとって安全で快適な交通環境の確保に努めることにより、交通事故のない安全で快適に暮らせるまちを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
交通安全教室参加数 【①】	人	11,725 (2010年度)	14,000
歩道の整備延長 【②】	km	26.57 (2010年度)	28.89
街路灯数 【④】	灯	43,202 (2010年度)	45,000

施策の展開方向

①交通安全意識の啓発

- 交通安全教育を推進し、交通安全の意識の向上を図るため、正しい交通ルールとマナーの習得・実践を目指して、幼児から高齢者に至るまでを対象に、交通安全教室を実施します。
- 交通対策協議会と連携し、交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通安全指導員により、市民に対して交通安全思想の啓発及び正しい交通道德の確立を図ります。

②交通安全施設の整備

- 交通事故を未然に防ぐために、交通安全啓発標識の設置及び路面標示事業を推進します。
- 歩道、防護柵等を設置するなど安全施設の充実及び通園、通学路の整備を推進します。
- 交差点等危険な場所には、関係機関と調整して安全対策を講じます。

③放置自転車対策

- 自転車利用者の利便性を高め、道路交通の安全と円滑化を図るため、民間活力を利用し、駅周辺に自転車駐車場を充実させます。
- 駅周辺の放置自転車の撤去を強化することにより、道路交通の安全と円滑化を図ります。

④街路灯の整備

- 街路灯の増設及び照度アップにより、道路利用者が安全・安心して通行できる環境づくりに努めます。

施策 4-01-04

防犯力の充実

施策の目標

奈良市安全安心まちづくり条例により、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにしています。奈良市安全安心まちづくり基本計画での「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」「見通しの確保といった環境の整備」の3つの柱を基に防犯意識の高揚を図ります。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
奈良市防犯教室 【①】	回	17 (2010年度)	24
「子ども安全の日の集い」 参加人数 【①】	人	170 (2010年度)	300

施策の展開方向

①防犯意識の啓発

- 防犯意識を高揚させるため、防犯教室・防犯講演会を実施します。
- 奈良市安全安心まちづくり基本計画に基づき啓発を推進します。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの特性を生かして連携します。
- 不審者情報や、警察からの犯罪発生情報を、メールで配信します。

②地域防犯活動の促進

- 市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯体制の充実を図るため、相談支援を実施します。
- 防犯パトロールを強化することにより、地域の安全安心まちづくりの推進を図ります。

③地域の防犯力の強化

- 防犯意識の普及及び防犯施策を推進することにより、犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会を推進します。
- 暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談及び不当な行為の防止並びに被害の救済を図ります。



青色防犯パトロール



防犯講演会

基本施策に含まれる施策

環境保全

【基本施策4-02】

環境にやさしい社会
の構築

【施策4-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

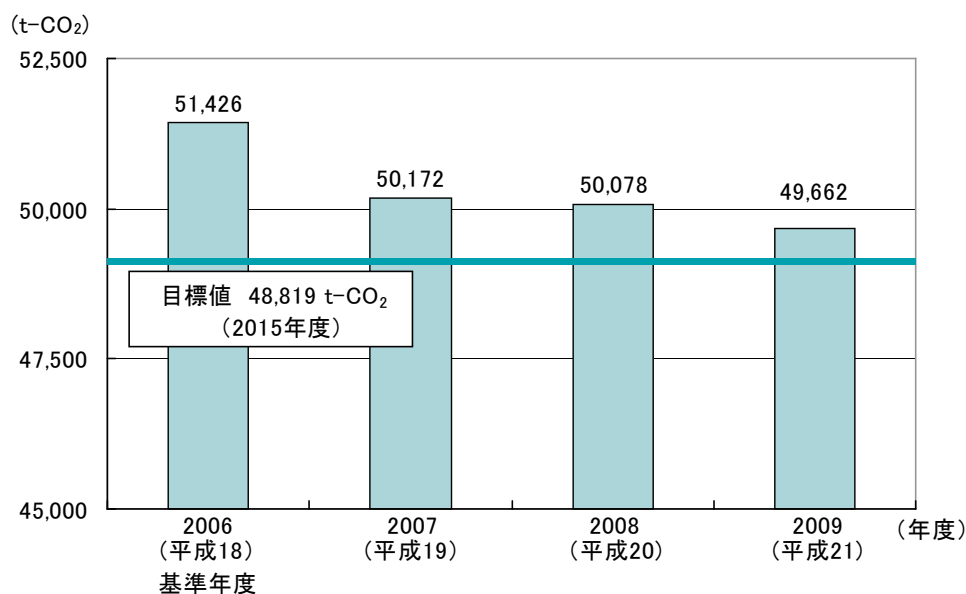
現 状

- 地球温暖化やオゾン層破壊などの環境問題が地球規模で広がりを見せるとともに、将来世代へも影響を及ぼすことが懸念されています。
- 事業に伴う公害に加えて、日常生活に起因する悪臭や近隣騒音などの都市・生活型公害*が増加傾向にあります。

課 題

- 一人ひとりが環境について学び、自ら考え、ライフスタイルを見直すことによって、環境に配慮した行動を実践することが求められます。
- 市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働して、環境への負荷の少ない社会を構築することが必要です。
- 太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進する必要があります。

【市の事務・事業における温室効果ガス排出量】



環境にやさしい社会の構築

施策の目標

一人ひとりが高い環境保全意識をもち、環境に配慮した行動を実践するとともに、あらゆる主体の協働により環境への負荷の少ない社会を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
市の事務・事業における温室効果ガス排出量 【②】	t-CO ₂	49,662 (2009年度)	48,819
環境基準達成度 【③】	%	96 (2009年度)	100

施策の展開方向

①環境保全行動の推進

- 市民、事業者、観光客等への啓発を行うことにより、環境への意識を高め、環境保全行動の実践につなげます。
- 子どもから大人までそれぞれの発達段階に応じた環境教育を推進することにより、一人ひとりが自発的に気付き、学び、行動する心を育成します。
- 環境に関する様々な情報を積極的に発信し、情報の共有化を図ります。

②地球温暖化対策の推進

- 市の事務・事業に関し、温室効果ガスの削減に向けた「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第2次）」に取り組むとともに、市域全体の実行計画を策定し、市民、事業者等との連携により温室効果ガス排出抑制に取り組みます。
- 温室効果ガス削減のために、省エネルギーの促進や太陽光など新エネルギーの導入促進について、家庭や事業所等への啓発活動を推進します。
- 低公害車の普及促進を図るとともに、アイドリング・ストップを推進します。
- 奈良市地球温暖化対策地域協議会^{※1}等を通じ、市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働し、エコバッグの普及等3R^{※2}の推進や公共交通機関の利用促進及び環境家計簿^{※3}による省エネの実践など温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進に取り組みます。

③監視・調査体制の整備

- 大気、水質、騒音等環境の常時監視や事業場の立入り等により、公害の未然防止に努めます。
- 新たな環境基準や規制基準など監視・調査項目の増加などに備え、行政組織、検査部門を含めた監視・調査の体制整備に努めます。
- 関係部署及び関係機関との連携強化を図ります。

用語
解説

※1 奈良市地球温暖化対策地域協議会：市民、事業者、行政等が、環境も経済も持続可能な社会を目指し、対等な立場で協議・活動する組織で、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項の規定に基づき、2008年（平成20年）10月26日に設立された。

※2 3R：ごみの発生・排出を減らす3つの手法。Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（リサイクル）の3つの頭文字を取って3Rと呼びます。

※3 環境家計簿：日々の生活の中で、環境に負荷を与える行動や出来事を家計簿のように記録し、家庭における環境負荷を把握するもの

基本施策に含まれる施策

生活・環境衛生

【基本施策4-03】

環境美化の推進

【施策4-03-01】

生活・環境衛生の
向上と増進

【施策4-03-02】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 市内各地でボランティアによる美化活動が行われています。
- 人が多く集まる駅前広場や大通りでは、空き缶やたばこの吸い殻などポイ捨てによる散乱ごみが見受けられ、まちの美化促進の妨げになっています。
- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置したことにより、その場所での不法投棄は減少しています。
- 日常生活に密着する環境衛生関係施設[※]の適正な衛生水準の確保を望む市民の意識が高まっています。
- 昨今のペットブームの中、飼い主による無責任な飼い方や迷惑行為が多発しています。
- 現火葬場は、1982年（昭和57年）に全面改修し、その後、部分改修を重ねましたが、火葬炉設備や施設は長期稼働に伴う経年劣化が進んでいる状況です。
- 近年の高齢化等の要因により、年々火葬件数が増加しています。また、核家族化等により墓地需要の増大も予想されます。

課 題

- 美化活動を行う団体の要望を把握し、支援内容の見直しを図っていく必要があります。
- ポイ捨てによるごみの散乱を防止し、国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める必要があります。
- まちの美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保するため、指定された場所以外での喫煙を防止し、マナーの遵守を周知徹底する必要があります。
- 不法投棄多発地域の把握及び周囲の条件を踏まえた警告センサーの設置場所の選択が必要です。
- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するための監視指導が必要です。
- 動物の愛護及び飼い犬・飼い猫の正しい飼い方を普及啓発する必要があります。
- 新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。

環境美化の推進

施策の目標

国際文化観光都市としてふさわしい、清潔で安心・快適な緑あふれる美しいまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
アダプトプログラム*推進事業 活動団体数 【①】	団体	44 (2010年度)	75
美化促進重点地域における路上のごみの回収量 【②】	kg	2,496.1 (2010年度)	2,170.0
不法投棄警告センサー設置箇所数 【③】	箇所	17 (2010年度)	22

施策の展開方向

①環境美化活動の推進

- アダプトプログラム推進事業を実施し、地域のボランティアによる道路、河川等の公共施設の美化活動を支援します。

②ポイ捨て・路上喫煙の防止

- 美化促進重点地域において清掃・巡回・啓発を行い、市民、観光客等のポイ捨て防止意識の向上を図るとともに、ポイ捨てしにくい環境づくりを推進します。
- 路上喫煙禁止地域において巡回・指導を行うことにより、喫煙のマナーやモラル意識の向上を図ります。

③不法投棄の規制強化

- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置します。
- 不法投棄防止のための啓発やパトロールによる監視体制を強化します。



クリーン・ポイ捨て防止キャンペーン



美化促進重点地域の清掃

生活・環境衛生の向上と増進

施策の目標

日常生活に密接に関係のある理・美容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するとともに、人と動物が共に暮らせるまちづくりの推進に努めます。また、市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場）、墓地等の施設整備に努めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
環境衛生関係施設監視件数 【①】	件	237 (2010年度)	300
狂犬病予防注射数 【②】	頭	10,617 (2010年度)	11,000

施策の展開方向

①環境衛生関係施設の衛生確保

- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するために、監視指導の充実を図ります。

②人と動物が共に暮らせるまちづくりの推進

- 動物の愛護精神に基づき、正しい飼い方の普及啓発に努めます。
- 動物管理施設*の適正管理を図り、犬の適切な譲渡に努めます。
- 人と動物の共通感染症の予防に努めます。

③斎苑（火葬場）・墓地の整備

- 現火葬場に代わる新斎苑（火葬場）を、新市建設計画に基づき整備します。
- 核家族化等により多様化している市民のニーズに合った墓地の新設を検討します。

基本施策 4-04

廃棄物処理

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略
重点戦略2

基本施策に含まれる施策

廃棄物処理

【基本施策4-04】

一般廃棄物の処理

【施策4-04-01】

産業廃棄物の処理

【施策4-04-02】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 広報、イベント等 3 R 施策の推進について、多面的な啓発活動を展開し、ごみ減量とリサイクルを推進しています。
- 環境保全及び防災対策に配慮した処分場及び附帯施設の整備により、安定した一般廃棄物最終処分を行っています。
- 新しいごみ焼却施設の整備に向け、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会において、移転候補地の選定及び循環型社会形成を推進するための施設整備のあり方について、協議・検討を進めています。
- し尿処理施設の適正管理に努めるとともに、し尿処理工程から発生する汚泥と生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量化と堆肥へのリサイクルを推進しています。
- 産業廃棄物の発生量は、増加傾向にあります。
- 産業廃棄物の不適正処理件数は、横ばい傾向にあります。
- 建築物の解体工事における分別解体と特定建設資材の再資源化の実施を図っています。

課 題

- 多様化するごみ・再生資源の分別を徹底し、適正な処理体制を整備し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進します。
- ごみ焼却灰等の埋立処理を行う奈良阪清美事業は埋立可能量が少なくなっており、安定的継続的な埋立容量を確保するために、緊急時最終処分場の整備を推進する必要があります。また、南部土地改良清美事業については、計画的な埋立てを進めコスト削減に努める必要があります。
- クリーンセンターの建設に向けて、候補地周辺住民の方々との合意形成を図るとともに、全体事業費の縮減に向け、施設規模・内容・コストなどの面から検討する必要があります。
- し尿等搬入量の減少による汚泥の減少が堆肥の安定した供給に影響を及ぼし、生ごみの増量調達等の対策の検討が必要となっています。
- ごみの発生抑制、再生利用等の推進を図る必要があります。
- 巧妙で悪質化する不適正処理に対する監視強化が必要となっています。
- 建築物の解体工事以外の建設工事などにおける特定建設資材の再資源化の徹底を図る必要があります。

一般廃棄物の処理

施策の目標

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保される循環型社会の形成を推進するとともに、循環型社会に対応した施設整備を推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
家庭系ごみ排出量 【①】	t	60,843 (2010年度)	注記)
事業系ごみ排出量 【①】	t	44,175 (2010年度)	注記)

注記) 奈良市清掃業務審議会において審議中であり、目標値が決定時点で所定の手続を経て公表させていただきます。

施策の展開方向

①ごみ減量・リサイクルの促進

- 3 R 施策、啓発活動等を推進するとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが循環型社会の形成に向け、相互に連携・協働してその役割分担を果たし、ごみ減量とリサイクルを推進します。

②ごみの適正処理

- 環境に配慮し、循環型社会に対応した施設整備を推進します。
- 循環型社会形成を推進するため、環境にやさしく、安全で安心な施設として、また、エネルギーの回収と有効利用のための技術を積極的に導入した、新しいごみ焼却施設及びリサイクルセンター等の中間処理施設を整備します。
- 一般廃棄物の処理については、収集業務の効率化による市民サービスの向上と、中間処理施設（ごみ焼却施設等）や最終処分場（ごみ焼却灰の埋立地）における計画的かつ適正管理による処理コスト等の削減に努めます。

③し尿の適正処理

- 堆肥リサイクルを促進することにより、し尿汚泥及び生ごみの減量を図り、循環型社会の形成を推進します。



ならクリーンフェスタ（環境清美センター）

施策 4-04-02

産業廃棄物の処理

施策の目標

産業廃棄物の発生抑制と適正な処理の推進を図るとともに、巧妙で悪質化する不適正処理に対する監視パトロールを強化します。また、建設リサイクルに係る対象工事全般のパトロールの充実に努め、分別解体と特定建設資材の再資源化の徹底を図ります。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
産業廃棄物の最終処分率 ^{※1} 【①】	%	0.7（2009年度）	0.5
不適正処理（不法投棄、野外焼却等）件数のパトロール総箇所数に対する割合 【②】	%	4（2010年度）	3

施策の展開方向

①産業廃棄物の発生抑制

- 多量排出事業者に対して処理計画の作成及び実施状況報告を求め、廃棄物の減量化等を図ります。
- 建設リサイクルに係る対象工事全般のパトロールを実施し、特定建設資材の再資源化を更に進めることにより、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

②産業廃棄物の適正な処理

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度^{※2}及び委託処理の適正化指導を行います。
- 不法投棄や野外焼却等の廃棄物の不適正処理の未然防止や早期是正のため、パトロールを実施します。
- 排出事業所や処理施設への立入検査により、適正処理の徹底を図ります。
- 使用済自動車の適正処理の推進を図ります。

用語
解説

- ※1 産業廃棄物の最終処分率：産業廃棄物多量排出事業者による産業廃棄物の埋立最終処分量の発生量に対する割合
 ※2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に委託した処理の流れを自ら把握し、不法投棄を防止する等の適正な処理を確保することを目的とした制度